自分のために、みんなの安心

ご存知ですか?

成年後見制度



★成年後見制度入門(基礎)講座 「成年後見って、どんな制度?」

お問い合わせ

主催 高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇親会 共済 社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会

こんなことはありませんか?

銀行で預貯金の解約手続が出来ない

介護施設入所の契約手続が出来ない

所有している不動産の処分が出来ない

親の家に知らない他人がよく来ているらしい

一人暮らしで将来の財産管理が心配



Q 成年後見制度ってどんな制度なの?

A 判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な方々は、不動産、預貯金などの財産管理、身の回りの世話のための介護サービス、施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の話し合いをする必要があっても、難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに 契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあり ます。

このような方々を<mark>保護し、支援</mark>するのが成年後見制度で す。



成年後見制度5大申し立て動機 平成27年

1 預貯金等の管理・解約 (28,874件)

2 施設入所等の介護保険契約(11,588件)

3 身上監護 (8,951件)

4 不動産の処分 (6,494件)

5 相続手続き (5,958件)



Q 成年後見制度っていつからあるの?

A 平成12年にできた制度です。

それまでの禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴って、市町村長に審判の請求権を付与しました。

同年、介護保険制度も施行されました。措置から契約へ。



Q

成年後見制度にはどんなものがあるの?

A 成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後 見制度に分けられます。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。既に判断能力が低下した方の判断能力の程度などの事情に応じて制度を選択でき、家庭裁判所が職権で選任します。

任意後見制度は、本人の判断能力が十分なうちに将来判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に代理権(支援内容)を与える契約を公証人が作成する公正証書で結んでおくものです。



申し立ての流れ

一般的な申立の流れ

申立の予約をします。家裁によっては事前に申立 書類を郵送することも。必ず事前に確認しましょう。

調査。必要に応じて、鑑定を行います。

後見人としての業務が始まります。

資料集め

予約

申立•面談

調査(鑑定)

審判

後見開始

予約した日時に家裁に 行き、面談を受けます。 申立人と後見人 候補者 は必ず行く必要がありま

家裁から自宅に『審判書』が送られてきます。

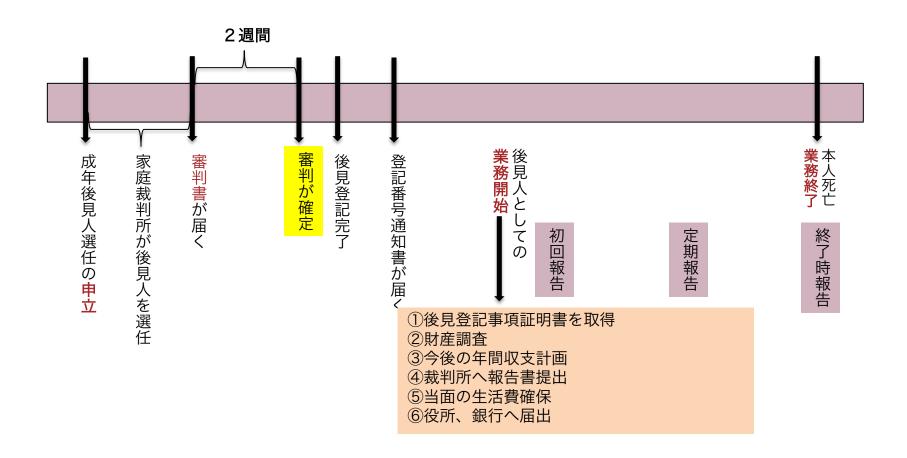
『審判書』到着後2週間の不服申し立て期間を経て、正式に後見人に就任します。



申し立てから2~3ヶ月

成年後見業務の流れ

後見開始から終了まで





後見人の仕事

	①後見登記事項証明書を取得	
	②財産の調査	■調査 ・不動産(不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書) ・預貯金、有価証券、保険(通帳、キャッシュカード、登記事項証明書、後見人 の実印、印鑑証明書、身分証明書、届出印) ・その他の資産、借金(自動車、バイク、時計、宝石、貴金属、絵画等) ■財産目録の作成 調査に基づき、本人の資産内容を個別具体的に記載した一覧表を作成 資料として、通帳のコピー、不動産図登記事項証明書、領収書など、各種財産 図 情報・内容か、確認できるもの図を一緒に提出する。
	③年間収支計画を立てる	■収入 年金(国民年金・厚生年金等の公的年金、個人年金)、公的手当(交付金、 障害者手当等)、賃料(家賃、地代)、株式等配当(株式、有価証券、投信 信託) ■支出 食費、雑費、家賃、公共料金、施設利用料、医療費、介護費、税金、保険料、 借入金等
	④裁判所へ報告書を提出	■初回報告:就任後1ヶ月以内 ■定期報告:1年に1回程度(財産収支、身上監護) ■適宜報告:必要に応じて(財産処分等、財産環境が大きく変わるとき、入 院先、住所地が変わるとき、家裁へ相談) ■終了時報告:本人の死亡により後見が終了したとき
	⑤生活費を確保	生活費や医療費など、現金での支払いが必要となるものに対応できるよう、 就任後にいくらか引き出して小口現金として保管すると便利。現金出納帳を つけて管理する。
	⑥役所・銀行へ届出 各関係機関に後見人の届出	主な提出先 ■市町村役場(重要な郵便物の送付先として後見人を登録) ■銀行、証券会社(後見人がついた旨の届出、届出印の登録) 9 ■年金事務所(年金受給者を「成年後見人○○○○成年後見人△△△」な

社会保険労務士は 年金・労働問題・労務の専門家です

- ■老齢年金 ■障害年金 ■遺族年金
- ■介護保険法等に基づく各種申請、届出等についての 書類作成・届出 (労働基準監督署・ハローワーク 年金事務所等)

弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士 行政書士・医療ソーシャルワーカー・介護支援専門員など 各専門職の方々と連携し、共に支援させていただきます



ご清聴ありがとうございました

パイプ役

それぞれのプロが



ー緒になって働く人々を (生きがい・生きる事) 応援します

TEAM WORK

